

剥離作業を伴う 解体・改修工事前には 塗膜の分析が必要です。

塗膜には鉛、クロム、PCBといった
有害物質が含まれている可能性があります。
橋梁等鋼構造物に使用していた塗料に
鉛、クロム、PCB等が含まれていた為、以下の分析が必要となります。

前処理から測定までの流れ

1. 含有試験（作業者の健康を守る為の分析）
 - ・労働安全衛生法により**作業者の安全確保**が義務付けられています。
2. 溶出試験（適切に処分する為の分析）
 - ・産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法により**特別管理産業廃棄物該当有無**の確認が必要です。

○含有試験で基準を超えた場合は、作業者のばく露対策（マスク、養生、換気等）が必要です。
○溶出試験で基準を超えた場合は、特別管理産業廃棄物としての処分が必要です。
○低濃度PCB廃棄物の処分期限が2027年3月末に迫っています。

橋梁（道路橋、鉄道橋）、洞門、排水機場、ダム、水門、石油やガスの貯蔵タンク、船舶等

注意：道路橋は、歩道橋及び可動橋並びに農道、臨港道路等における橋梁を含む。

鉄道橋は、旧国鉄・JRの標準仕様に基づくものは除く。

ご要望に応じ、採取から**も対応可能です。**

塗膜の分析にてお困りことがあればお気軽にお問合せください。

含有試験の基準

①作業場所のばく露対策確認 ※1

項目	ばく露防止に関わる基準
鉛 ※2	検出されないこと (JIS K 5674では0.06wt%以下を鉛フリーと規定している)
総クロム ※3	1wt% (1wt%=10,000mg/kg)
PCB ※3	1wt% (1wt%=10,000mg/kg)

上記3成分の内、1成分でも基準超過の場合は、ばく露対策が必要

出典：※1「労働安全衛生法」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/347AC0000000057>

※2「鉛中毒予防規則」

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?datald=74094000&dataType=0&pageNo=1

※3「特定化学物質障害予防規則」

<https://laws.e-gov.go.jp/law/347M50002000039>

②PCB廃棄物該当性判断 ※4

項目	基準	該当性判断
PCB	0.5mg/kg以下	PCB廃棄物ではない
	0.5mg/kg超～100,000mg/kg以下	低濃度PCB廃棄物
	100,000mg/kg超過	高濃度PCB廃棄物

出典：※4「ポリ塩化ビフェニル含有塗膜調査実施要領(第3版)」

<https://www.env.go.jp/recycle/poly/tomaku3.pdf>

溶出試験の基準

廃棄物の埋立判定基準及び超過時の対応 ※5

項目	基準	廃棄物区分
鉛	0.3mg/L 超過	特別管理産業廃棄物
	0.3mg/L 以下	産業廃棄物
六価クロム	1.5mg/L 超過	特別管理産業廃棄物
	1.5mg/L 以下	産業廃棄物
PCB	0.003mg/L 超過	特別管理産業廃棄物
	0.003mg/L 以下	産業廃棄物

上記3成分の内、1成分でも基準超過の場合は、特別管理産業廃棄物に該当

出典：※5「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」

<https://www.env.go.jp/hourei/11/000178.html>

